

(一社) 日本社会福祉学会役員候補者選出規則の改正について

明らかな誤記が判明したため、一般社団法人日本社会福祉学会役員候補者選出規則を下記の通り一部改正します。

一般社団法人日本社会福祉学会役員候補者選出規則 新旧対照

現行	改正案
<p>2010年4月1日施行 2020年5月31日改正</p> <p>(中略)</p> <p>(当選人の決定)</p> <p>第8条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。</p> <p>2 全国理事候補者として得票された票を得票順に集計し、上位7名を当選とする。</p> <p>3 地域ブロック理事候補者として投票された票を各地域ブロック毎に得票順に集計し、前項により全国ブロック理事候補者として当選した7名を除く、上位1名(7ブロック計7名)を当選とする。</p> <p>4 監事候補者として投票された票を得票順に集計し、2項および3項によって選出された理事候補者(20名)を除く、上位2名を当選とする。</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、2010年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。</p> <p>3 この規則は、2013年5月26日から施行する。</p> <p>4 この規則は、2020年5月31日から施行する。</p>	<p>2010年4月1日施行 <u>2022年5月29日改正</u></p> <p>(中略)</p> <p>(当選人の決定)</p> <p>第8条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。</p> <p>2 全国理事候補者として得票された票を得票順に集計し、上位7名を当選とする。</p> <p>3 地域ブロック理事候補者として投票された票を各地域ブロック毎に得票順に集計し、前項により全国ブロック理事候補者として当選した7名を除く、上位1名(7ブロック計7名)を当選とする。</p> <p>4 監事候補者として投票された票を得票順に集計し、2項および3項によって選出された理事候補者<u>(14名)</u>を除く、上位2名を当選とする。</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、2010年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。</p> <p>3 この規則は、2013年5月26日から施行する。</p> <p>4 この規則は、2020年5月31日から施行する。</p> <p><u>5 この規則は、2022年5月29日から施行する。</u></p>